

船橋市住居表示審議会条例

昭和39年10月 7 日
条例第39号

船橋市住居表示審議会条例

(目的及び設置)

第1条 住居表示整備事業を合理的かつすみやかに推進するため、船橋市住居表示審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(職務)

第2条 審議会は、次に掲げる市長の諮問事項に対し、調査審議して答申する。

- (1) 町の区域の変更に関すること。
- (2) 町名に関すること。
- (3) その他必要と認める重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(令 4 条例14・一部改正)

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住居表示を実施しようとする区域の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、委嘱当時の職を離れたときは、その職を失う。

(令 4 条例14・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 審議会において必要があると認めたときは、市職員その他関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(その他の規定)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会の意見を聞いて市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の船橋市住居表示審議会条例第 4 条第 1 項の規定により委嘱された船橋市住居表示審議会の委員である者の任期は、令和 5 年 4 月 30 日までとする。

地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

- ② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- ③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

住居表示に関する法律

(昭和三十七年五月十日)

(法律第百十九号)

第四十回通常国会

第二次池田内閣

改正 昭和四二年七月二五日法律第八一号

同四二年八月一〇日同第一三三号

同五八年一二月一〇日同第八三号

同六〇年六月一四日同第五九号

平成一一年一二月二二日同第一六〇号

同二六年五月三〇日同第四二号

住居表示に関する法律をここに公布する。

住居表示に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(住居表示の原則)

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(平二六法四二・一部改正)

(住居表示の実施手続)

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

第四条 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の

名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

- 2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(昭四二法一三三・全改、昭六〇法五九・一部改正)

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第五条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

- 2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。
- 4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。
- 5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。
- 6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。
- 7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。
- 8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

(昭四二法一三三・追加)

(住居表示義務)

第六条 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(昭四二法八一・一部改正)

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第七条 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(昭四二法一三三・一部改正)

(表示板の設置等)

第八条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)

第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(旧町名等の継承)

第九条の二 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(昭六〇法五九・追加)

(国又は都道府県の指導等)

第十条 国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

3 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第五条の二及び第八条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

4 総務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

(昭四二法一三三・昭五八法八三・昭六〇法五九・平一一法一六〇・一部改正)

(国及び都道府県の機関等の協力)

第十一条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(平一一法一六〇・一部改正)

(政令への委任)

第十三条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭四二法一三三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(住居表示の実施に関する経過規定)

2 市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。

(昭四二法一三三・全改)

(公簿の整理)

3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。

附 則 (昭和四二年七月二五日法律第八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(昭和四二年政令第二九一号で昭和四二年十一月一〇日から施行)

附 則 (昭和四二年八月一〇日法律第一三三号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の住居表示に関する法律(以下「新法」という。)第五条の二の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議会に提出してある町又は字の区域の新設等に関する処分については、適用しない。

(町又は字の区域の新設等の処分に関する経過規定)

3 都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に関する法律により住居表示の実施のために行なわれた町又は字の区域の新設等に関する処分で地方自治法第二百六十条第二項の規定による告示がなされたものについて、新法第五条の規定又は同法第十二条の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがあると認めるときは、当該告示がなされた日(当該告示がこの法律施行の日前になされた場合にあつては、この法律施行の日)から六月以内に、市町村長に対し、当該処分の是正のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 前項の求めに係る町又は字の区域の新設等の処分に関する市町村の議会の議決については、新法第五条の二第六項の規定を準用する。

附 則 (昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日

においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 （昭和六〇年六月一四日法律第五九号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第五条の規定は、この法律の施行の日以後に新法第五条の二第一項の規定により公示される案に係る町又は字の区域について適用し、同日前に改正前の住居表示に関する法律第五条の二第一項の規定により公示された案に係る町又は字の区域については、なお従前の例による。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄
（処分、申請等に関する経過措置）

- 第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
 - 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

- 第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（政令への委任）

- 第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

- 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成二六年五月三〇日法律第四二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第二九号で平成二八年四月一日から施行）

○住居表示に関する法律施行令

(昭和四十二年八月十日)

(政令第二百四十六号)

改正 平成二十七年一月三〇日政令第三〇号
令和三年二月一五日同第二九号

住居表示に関する法律施行令をここに公布する。

住居表示に関する法律施行令

内閣は、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第五条の二第二項及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（変更の請求）

第一条 住居表示に関する法律（以下「法」という。）第五条の二第二項の変更の請求（以下「変更の請求」という。）をしようとする者は、その請求の内容及び理由（おおむね千字以内とし、ほかに図画二枚以内を加えることができる。）を記載し、並びにその者の住所及び生年月日を記入し、署名した文書（以下「変更の請求書」という。）によりその請求をするものとする。

2 変更の請求をしようとする者は、その請求の内容が同一であるかどうかにかかわらず、二以上の変更の請求を行なうことを妨げない。

（令三政二九・一部改正）

（選挙管理委員会の確認）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、変更の請求があつたときは、直ちに、変更の請求書について、市町村の選挙管理委員会（特別区にあつては特別区の選挙管理委員会とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。）に対し、法第五条の二第二項に規定する者で当該変更の請求書に署名したものの数が五十人以上であるかどうかの確認を求めなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により確認を求められた変更の請求書につき、その確認を求められた日から三日以内に同項の確認をし、当該変更の請求書にその旨を記載して市町村長に返付しなければならない。

（平二七政三〇・令三政二九・一部改正）

（変更の請求の却下）

第三条 市町村長は、変更の請求があつた場合において、その請求が法第五条の二第二項に規定する期間を経過してされているとき、若しくは第一条第一項の規定に違反していると認められるとき、又は法第五条の二第二項に規定する者でその請求に係る変更の請求書に署名したものの数が五十人に満たない旨の前条第二項の規定による記載があるときは、その請求を却下しなければならない。

（令三政二九・一部改正）

（結果の公表）

第四条 市町村長は、変更の請求に係る地方自治法第二百六十条第一項の規定による処分に関して、そのてん末を公表しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十七年一月三〇日政令第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （令和三年二月一五日政令第二九号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

船橋市住居表示実施基準

本市における住居表示は、街区方式を採用し、次の基準により実施するものとする。

第1 住居表示の実施基準

1 町の区域の合理化

街区方式によって住居を表示しようとする場合において、その区域内の町の区域に次の各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように、その町区域の合理化に努める。

(1) 町の境界

- ① 町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定める。この場合、境界線は、道路、鉄道又は軌道の線路についてはその側線とし、河川、水路についてはその中心線とする。
- ② ①の規定にかかわらず、崖地等高低差のある場合や、対象地域周辺の道路等で町の境界を定めることにより、住宅地の生活圏を分断するおそれがある場合は、宅地造成地の末端や筆界により適宜町の境界を定めることができる。

(2) 町の形状及び規模

- ① 町の形状は、その境界が複雑にいくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成するものであること。
- ② 町の規模は、当該地域の用途地域及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように留意し、おおむね100,000平方メートルから300,000平方メートルまでの大きさで定める。なお、公共施設等のある敷地、公園、神社、田園、丘陵等のある住宅地域については、その状況に応じて適宜大きさを定める。

2 町の名称の決め方

1による町の区域の合理化のため、新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準による。

- (1) できるだけ従来の町の名称（当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む。）に準拠して定めることを基本とする。
- (2) 本市の区域内で、同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じる場合等（1）の基準により難しいときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにする。
- (3) 町の名称として丁目をつける場合においては、その利害得失を十分検討のうえ行うものとする。なお、丁目の数はおおむね4・5丁目程度にとどめることを基本とする。

3 街区割り

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。
- (2) 私道によって画する場合は、当該私道が公衆用道路として利用されているものなど、容易に変更されないものを採用する。
- (3) (1) 及び (2) により画した場合に、その街区の規模が広大で住居表示の単位として適当でなくなってしまうときは、その街区内の恒久的な施設以外のものを利用して

定めることもさしつかえない。

- (4) 道路等で画した街区が狭小につき、住居表示の単位として適当でなく、隣接の街区と合わせた方が良くと認められるものについては、両者をもって1つの街区とすることもさしつかえない。
- (5) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。1街区の規模は、面積は3,000平方メートルから5,000平方メートルまで、戸数は30戸程度を基本とする。

4 街区符号のつけ方

街区符号は、数字を用い、JR 船橋駅にもっとも近い街区を起点として、蛇行式等により順序よくつけることを基本とする。

5 住居番号のつけ方

- (1) 住居番号は、住居表示台帳として作製される地図に基づいて次の基準により建物その他工作物（以下「建物等」という。）につけるものとする。なお、別の方法をとることにより、当該建物等の住居番号の重複を防ぐことができる場合は、一定の基準により順序よく住居番号をつけるものとする。
 - ① JR 船橋駅に近い街区の角を起点とし、原則として右廻りに街区の境界線を あらかじめ一定の間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り、住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）をフロンテージに順次つける。
 - ② フロンテージは、原則として10メートルから15メートルまでの間で定める。
 - ③ 街区の一片に②で定めるフロンテージに2分の1未満の端数が生じたときは、原則として直前のフロンテージに加える。
 - ④ 住居番号は、次の各号に該当する基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。
 - ア 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号
 - イ 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号
 - ウ 建物等の出入口又は通路の中心が2つの基礎番号の境目にあたる場合は、原則として若い数字の基礎番号
 - エ 建物等に主要な出入口又は通路が2つ以上あるときは、市長の確定により、主要な出入口又は通路を1つ選定して、その出入口が接し、又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号
 - オ 一街区の全部を1つの建物等が占めている場合においても(1)によるものとし、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号
- (2) 住居番号が重複する場合又は将来的に重複することが予測される場合は、枝番号をつけた住居番号をつけることができる。

6 住居表示のしかた

- (1) 5 (2) を除く住居表示のしかたは、次の例によるものとする。

	町名	街区符号	住居番号
千葉県 船橋市	〇〇 (〇丁目)	〇 番	〇 号

(注) 上記の表示を略記する場合には、次の例によるものとする。

	町名	街区符号	住居番号
千葉県 船橋市	〇〇 (〇丁目)	— 〇	— 〇

(2) 5 (2) の住居表示のしかたは、次の例によるものとする。

	町名	街区符号	住居番号
千葉県 船橋市	〇〇 (〇丁目)	〇 番	〇—〇号

↑
枝番号

(注) 上記の表示を略記する場合には、次の例によるものとする。

	町名	街区符号	住居番号
千葉県 船橋市	〇〇 (〇丁目)	— 〇	— 〇—〇

↑
枝番号

7 団地における住居表示の特例

地方公共団体、都市再生機構、会社等がある一定の区域をもった一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域（以下「団地」という。）における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、次のとおりとする。

(1) 町名

2に定めるほか、団地のみの地域の町名には、〇〇団地又は〇〇団地〇丁目という呼称を用いてもさしつかえない。

(2) 街区割り

- ① 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮し、原則として幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）によって画された区域をもって一街区とする。
- ② ①の街区の中には団地設計によらない他の建物等がいりくんで存在する場合には、その建物等も含めて街区を画することが適当である。
- ③ 団地の状況から適当と認められるときは、各棟の存する区域をそれぞれ一街区とすることもさしつかえない。

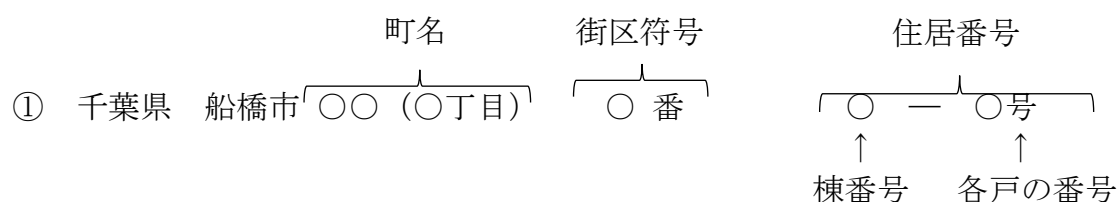
(3) 住居番号のつけ方

- ① (2) ③により街区割りをする場合を除き、棟番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。
- ② 棟番号は、JR 船橋駅にもっとも近い建物等を起点として一定の基準により順序よくつけるものとする。ただし、すでに棟番号（棟符号を含む。）が一定の基準によって順序よくつけられているものについては、そのまま用いてもさしつかえないものとする。
- ③ 各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。
- ④ 連続住宅又は共同住宅以外の建物等の住居番号については、当該街区の建物等につけられる棟番号とまぎらわしくないように留意して、5によりつけるものとする。これにより難しい場合は一定の基準により順序よく住居番号をつけること。
- ⑤ (2) ②の団地設計によらない他の建物等の住居番号のつけ方は、5の例によるものとする。

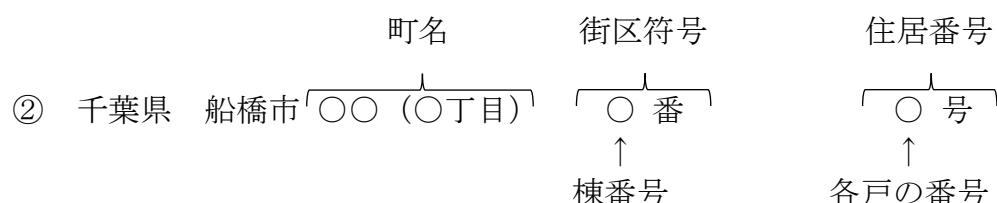
のとするが、当該街区の建物等につけられる住居番号とまぎらわしくならないよう留意する。

(4) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次のいずれかの例によるものとする。



ただし、当該建物等の事情等により適当と認められるときは、「—」に代えて「棟」を用いることができる。



8 中高層建物の住居表示の特例

団地設計によらない地上3階以上の建物等（以下「中高層建物」という。）に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物等としての用途に供することができるもので住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは、次のとおりとする。

(1) 住居番号のつけ方

- ① 建物等の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。
- ② 一街区の中にある中高層建物については、一定の基準により順序よく棟番号がつけられている場合には、7の団地の住居番号のつけ方に準じ、棟番号をもって住居番号とすることはさしつかえないものとする。

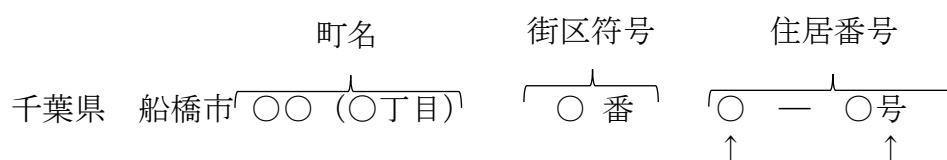
(2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例によるものとする。なお、次の例で住居を表示することにより、当該建物等と同じ住居番号がすでに生じているなどの理由から、周囲の建物等と住居番号が混乱するおそれがあるものについては、6(1)による住居表示のしかたとしてもさしつかえない。

① (1) ①の場合



② (1) ②の場合



ただし、当該建物等の事情等により適当と認められるときは、「一」に代えて「棟」を用いることができる。

9 住居表示台帳

住居表示を行う区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し、保管する。

住居表示台帳は、原則として縮尺 500 分の 1 によるものとし、都市計画図等を基礎として街区ごとに作製する。この場合には、各街区の位置図を町単位に作製し、町単位につづられる街区の図面の上に添付する。

第2 表示板の基準

1 表示板の原則

住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）を表示する場合は、次の原則による。

- (1) 表示板は、読みやすくわかりやすいものであり、環境全般にわたるデザインの一環として街を美しくみせるものとする。
- (2) 表示板の材質は、本市の風土、主要産業等、本市の背景を尊重したうえで、耐候性のあるものを選ぶ。
- (3) 表示板は、交通標識等、他の公的な表示板と一見して区別できるものとする。
- (4) 表示板は、各種の設置条件に対応しうるものであり、ある程度量産でき、安価に作られるものとする。

2 街区表示板

街区表示板を設置する場合には、次によるものとする。

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の電柱等にはりつけ、原則として街区表示板の下端が地上おおむね 1.6 メートルになるようにする。この場合において、街区表示板の周辺 1 メートル以内に他の表示板等がないよう留意する。

(2) 寸法及び表記

寸法は、縦 660 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、市名、町の名称、街区符号等を表記する。

(3) 文字及び数字の書体

- ① 町名等に使用する文字の書体は、「中角ゴシック体」を用いる。
- ② 街区符号等に使用する数字は、アラビア数字とし、その書体は、ユニバース・メデュウムを用いる。

(4) 色彩

表示板は、(6)②によりイラスト等を表示する場合を除き、二色をもって構成し、一色は地色とし、他の色は文字、数字、その他とする。なお、地色と文字、数字、その他の配色は、視認度が高く、街区表示板の設けられる場所の環境と調和するものでなければならない。

(5) 材質

街区表示板は容易に腐朽又は褪色しない材質のものにより作製する。

(6) その他

- ① 国際観光等の点で便宜をはかる意味から町の名称をローマ字によって表示しようとする場合は、語頭に大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方は令和7年12月22日内閣告示「ローマ字のつづり方」より、行うものとする。ローマ字及び数字の書体は、ユニバース・メデュウムを用い、色彩等については街区表示板の例によるものとする。
- ② 街区表示板にはイラスト等をいれることができる。

3 住居番号表示板

建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を表示する場合には次によるものとする。

(1) 表示場所

住居番号表示板は、門柱又は玄関のおおむね1.6メートルの高さの歩行者から見やすい場所につけるものとする。

(2) 寸法及び表記

- ① 寸法は、原則縦60ミリメートル、横120ミリメートルで、横の表記としたものを用いる。
- ② 建物等の所有者等が上記の住居番号表示板によらない表示をしようとする場合（たとえば建物等の壁面へのうめこみ、数字のみの取付あるいは建物等に直接塗書する等による場合）にあっても、その表記は上記によるよう努める。

(3) その他

- ① 数字の書体、色彩、材質等については、街区表示板の例による。
- ② 中高層建物の棟番号がつけられている場合にその棟番号を表示しようとするときは、他の棟番号の設置場所と関連をもたせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然とつけるものとする。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年8月1日から施行する。